1/2

1. 基本的事項

50%

30%

20% 10%

0%

90.9%

37%

(%)

うつ状態になった

アルコール問題(飲酒運転を含む)が生じた

出所:府実態調査

#### ●基本理念

アルコール、薬物等に対する依存に関する施策等と有機的な連携を図りつつ、防止及び回復に必要な対策を講ずるとともに、 ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する。(基本法第 3条·第4条、基本条例第3条)

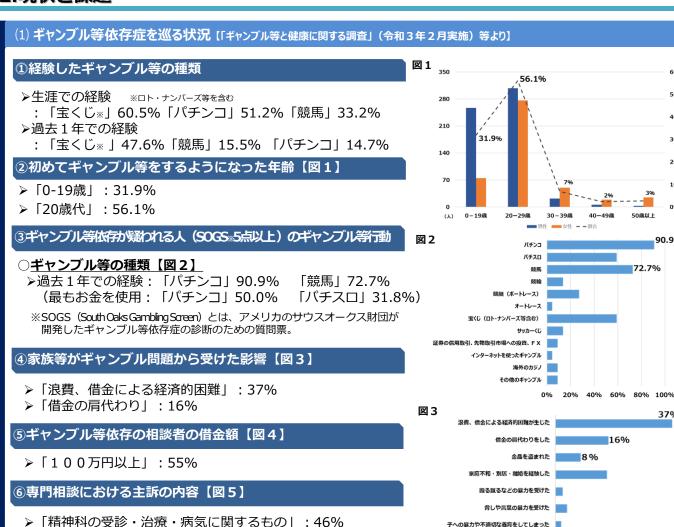
### ●計画の位置付け

• 基本法第13条第1項 及び基本条例第7条第1項に定める「ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定。

## ●2期計画の期間

令和5年度から令和7年度までの3年間

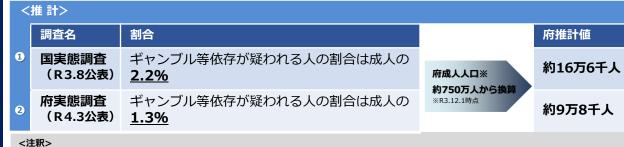
## 2.現状と課題



# (2) ギャンブル等依存症が疑われる人の推計 [R4.11月時点 ※今後、R4年度大阪府実施予定の実態調査結果を反映予定]

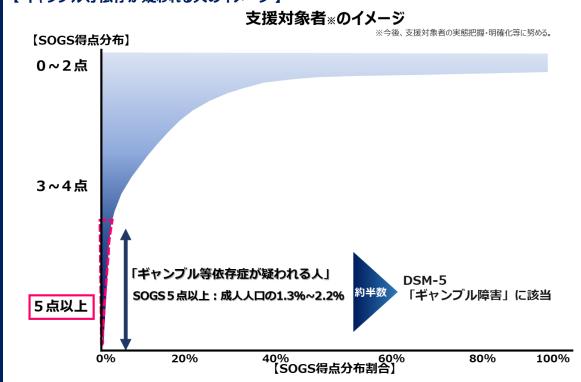
・国及び府が実施した調査における割合を府の成人人口(令和3年12月現在:750万人)にあてはめると、過去 1年以内の「ギャンブル等依存が疑われる人」の数※は、約9万8千人から16万6千人と推計され、そのうちギャンブ ル障害に該当する人は約半数と推定される。

※SOGS質問票を用いた得点が5点以上の回答者をいう。



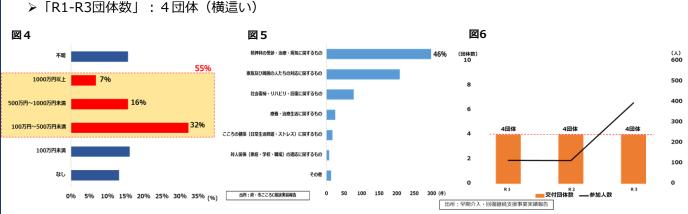
- 国実態調査の報告書では、SOGSを用いた推計値は、国際的診断基準であるDSMを用いた割合より高くなることが報告されていることや、 SOGSとDSM-5の基準による診断結果を比較すると、SOGSでギャンブル障害が疑われた人の53%は、DSM-5のギャンブル障害には該当 しないとする研究を紹介している。
- 上記割合は、95%信頼区間(同じ調査を100回実施した場合、95回はその区間内になることを意味する。府実態調査では0.8-2.0、国実態 調査では1.9-2.5。)の間で変動する可能性がある。
- 府実態調査の割合については、回収率及び有効回答率が低く(回収率31.7%・有効回答率31.0%)、SOGS 5 点以上に該当する回答数が少 ないため参考値とする。

#### 【 ギャンブル等依存が疑われる人のイメージ 】



# ⑦OAC加盟機関・団体への補助実績【図6】

○早期介入・回復継続支援事業参画団体数



3. 基本的な考え方と具体的な取組み 2/2

#### ●基本的な考え方

▶基本理念や現状と課題等を踏まえ、第1期計画での5つの基本方針に、調査・分析の推進と人材の養成を加えた7つの基本方針 に沿って、9つの重点施策を展開し、ギャンブル等依存症対策の更なる強化を図る。

#### ●全体目標

- ▶ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することで、「府民の健全な生活の確保を図るととも に、府民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する」ことを目標とする。
- ≫指標としては、府実態調査結果を基に、「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合(SOGS 3 点以 上) 」の令和7年度の数値が、計画作成時点の令和4年度の数値より低減していることをめざす。



# 4. 第2期計画の推進体制等

#### ●推進会議等

- ・大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部・推進会議 新規
- 大阪府依存症関連機関連携会議・専門部会 • 大阪府依存症対策庁内連携会議

- ●進捗管理等
- 「ギャンブル等依存症対策推進本部」及び「ギャンブル等依存症対策推進会議」におい て、施策の進捗状況を評価し、必要に応じて施策・事業の見直し等を行う。
- ・本計画の進捗等の状況変化により、必要が生じた場合は、計画の見直しを行う。
- ●ギャンブル等依存症対策基金
- ギャンブル等依存症対策の推進に資するための資金を積み立てるため設置
- 本基金を活用し、府民と協働し、府民が安心して健康的に暮らせる社会の実現 を目的とするギャンブル等依存症対策の取組みを推進。